



マイナンバーの下4桁等の確認および

健康保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになります。

この度、「MY HEALTH WEB」に「資格情報のお知らせ」を掲載いたしましたので、以下の①～③についてご協力をお願いいたします。

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年12月2日開始)。なお、このお知らせのみでは足りません。

記号	000	番号	00000000 (格)00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(ただし、確認下さい(12桁のうち下4桁のみ表示))。表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、資格取得手続きが必要です。

① 個人番号(マイナンバー)の下4桁: 6825

② 資格情報のお知らせ

① 内のマイナンバー下4桁をご確認ください (令和6年11月30日までに閲覧ください)

記載されているマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。
マイナンバーは、マイナンバーカードの裏面に記載されています。

- ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カードなどで確認することができます。
- ※マイナンバー未提出等により、健康保険組合が正確なマイナンバーを把握できていない場合は交付されておりません。
- ※誤りがあった方は、【お問い合わせ先】まで連絡ください。

② の「資格情報のお知らせ」を切り取って保管してください

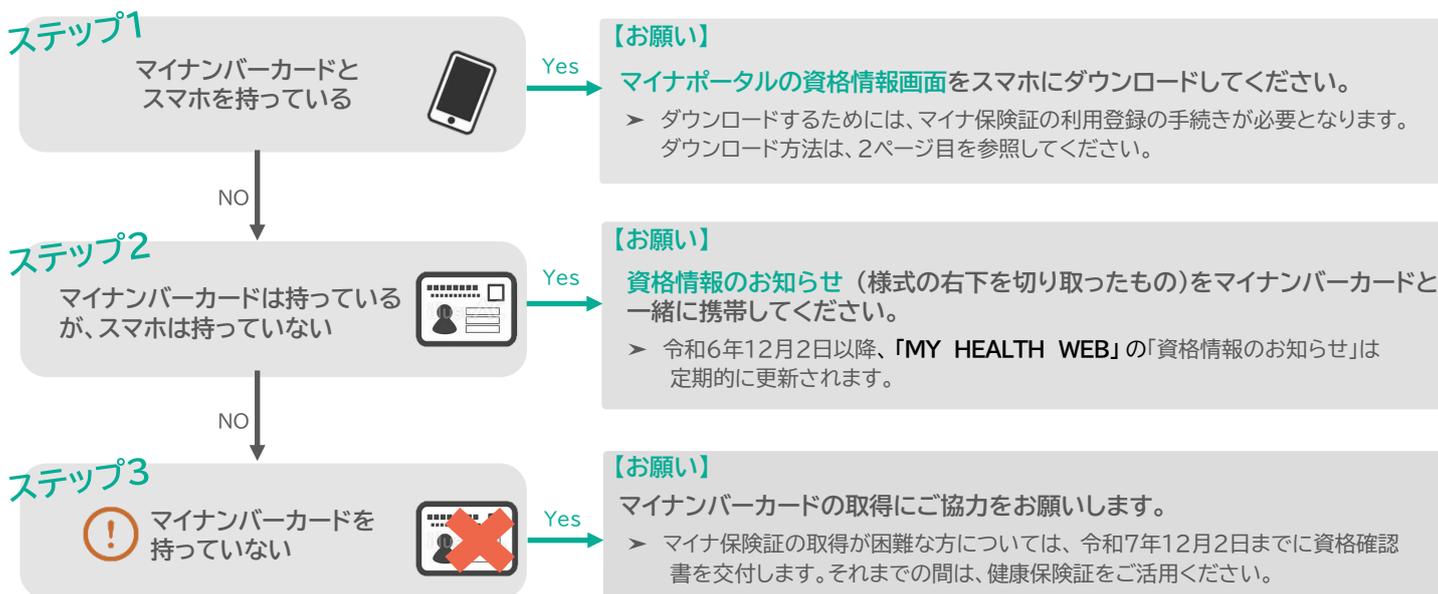
- 点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
- ※「マイナ保険証」の読み取りができない医療機関等でも「マイナ保険証」と併せて提示することで受診することができます。
 - ※「氏名」は、常用漢字での表記となります。
 - ※健康保険組合への給付金の申請等には「記号・番号」が必要です。

③ 健康保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください

健康保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の健康保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考にマイナポータル資格情報画面 または 資格情報のお知らせをご用意いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



マイナポータルにて健康保険の資格情報をダウンロードできます

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。



Q&A

Q1: 今回の通知の目的はなんですか？

A1: 健康保険証廃止前に加入者情報(個人番号の下4桁を含む)を通知することで、全ての方に安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用いただけるようにすることを目的とするものです。

Q2: 扶養申請の手続きをしましたが、「資格情報のお知らせ」がありません。なぜですか？

A2: 今回の通知は令和6年9月30日時点の情報にてお知らせしています。直近のお手続きは反映されておりません。お手元の健康保険証は有効ですのでご安心ください。最新の資格情報はマイナポータルからご確認いただけます。

【マイナポータル操作マニュアル】(健康保険証情報を確認する) <https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>

なお、令和6年12月2日以降は「MY HEALTH WEB」の「資格情報のお知らせ」について、定期的に更新されます。

Q3: 手持ちの健康保険証を確認したところ、「資格取得年月日」が違います。連絡が必要ですか？

A3: 連絡は不要です。

「資格取得年月日」は会社異動等によって相違する場合がありますが、問題ございません。ご連絡は不要です。

Q4: 「資格情報のお知らせ」は、必ず携帯しなければならないのですか？

A4: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。

マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q5: 今の健康保険証はどうなりますか？

A5: 現在お持ちの健康保険証は、最長令和7年12月1日まで使用可能ですので、それまでは使用できます。なお、令和7年12月2日以降は無効となりますので、健康保険証の返却は不要です。

令和7年12月1日までに券面記載情報(氏名や負担割合等)に変更が生じた場合は健康保険証の返却が必要となります。

【お問い合わせ先】

●在職者(在職者のご家族・再雇用の方を含む)・・・保険業務部 06-6992-5131(平日9:00~15:00)

●退職者・・・保険業務部 フリーダイヤル 0120-878-863(平日9:00~15:00)